



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®会計基準、修正、IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュー・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は [2024年7月22日から24日](#)に会議を行った。

## 関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）](#)
- [IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）](#)
- [料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）](#)
- [IFRS for SMEs 会計基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）](#)

### 維持管理及び一貫した適用

- [一貫した適用の活動（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS 第8号）（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [IFRIC Update 2024年6月（アジェンダ・ペーパー12B）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2024 年 7 月 23 日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルについての議論（特に以下について）を継続した。

- どのリスク管理活動が DRM モデルに適用されるか（アジェンダ・ペーパー4A）
- DRM モデルを適用可能なリスク管理活動を有する企業に対して強制とするか任意とするか（アジェンダ・ペーパー4B）

### DRM モデルについて適用可能なリスク管理活動（アジェンダ・ペーパー4A）

IASB は、どのリスク管理活動が DRM モデルに適用されるかについて議論した。IASB は、保険者のリスク管理の戦略及び活動についての保険者との的を絞った議論からの初期的なフィードバックも検討した。

IASB は、企業は次のすべてに該当する場合にのみ DRM モデルを適用できると暫定的に決定した。

- a. 企業を金融資産及び金融負債から生じる金利改定リスクに晒す事業活動を有している。
- b. 事前に決定された期間にわたる集約された（合算後又は正味の）金利改定リスクに基づいて、正味の金利収益と資本の経済的価値の両方の変動性を軽減することを狙いとする二本立ての目的を有する動的リスク管理戦略を採用している。
- c. 所定の管理された金利に基づいて正味の金利改定リスク・エクスポージャーを決定するための体系的なプロセスを使用し、リスク軽減活動を頻繁に調整している。

- d. 流動的な市場に対する自由なアクセスを有しており、それにより資金の調達又は余剰資金の投資を実勢ベンチマーク金利で行うことが可能になっている。

IASB は、リスク管理の戦略及び活動に関してより多くの情報を収集するために、保険者に対する具体的な質問を公表予定の DRM 公開草案に含めることも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### **DRM モデルの任意適用（アジェンダ・ペーパー4B）**

IASB は、適用可能なリスク管理活動を有する企業に対して DRM モデルを強制とすべきか任意とすべきかを再審議した。

IASB は、そのような企業に対して DRM モデルの適用を任意とすることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

IASB は、プロジェクト計画の中のトピック（公表予定の DRM 公開草案において提案される開示要求を含む）についての議論を継続する。

#### **資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）**

IASB は 2024 年 7 月 24 日に会合し、次のことについて議論した。

- 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」（2023 年 11 月公表）についてのコメントレーター及び財務諸表利用者とのアウトリーチ会合から収集した詳細なフィードバック
- プロジェクト計画（予備的なプロジェクト日程を含む）

IASB は何も決定を求められなかった。

#### **次のステップ**

IASB は公開草案における提案の再審議を開始する。

#### **IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（アジェンダ・ペーパー6）**

IASB は 2024 年 7 月 22 日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビュー（PIR）における議論を最終確定した。
- IFRS 第 15 号の PIR の第 2 フェーズからのフィードバックに対応して実施した作業の要約及び IASB の今後のステップについて議論した。

#### **IFRS 第 15 号の PIR における議論の最終確定（アジェンダ・ペーパー6A）**

IASB は次のことを行った。

- a. 全体として、IFRS 第 15 号の要求事項は意図されたとおりに機能していると結論を下した。
- b. 当該基準書自体には、IFRS 第 15 号に関する結論の根拠の BC105 項、BC116K 項、BC385E 項及び BC385H 項からの説明を含めないことを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、利害関係者が指摘した適用上の事項についての暫定的な決定を確認することを決定した。具体的には、IASB は次のことを決定した。

- a. 次回のアジェンダ協議において、IFRS 第 15 号の PIR で優先度が低いものに区分された事項を検討する。これらの事項は以下に関するものである。
  - i. 企業が行動しているのが本人又は代理人のいずれとしてなのかを決定するための、サービス及び無形資産に対する支配の判定
  - ii. 顧客に支払われる対価の報告
  - iii. IFRS 第 15 号の IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」との適用（サービス委譲のインフラストラクチャーを維持又は修復する契約上の義務の会計処理を含む）
- b. 今回の PIR ではなく、次回のアジェンダ協議において、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の PIR 又は第 3 次アジェンダ協議で IASB が過去に検討した事項を検討する。これらの事項は、IFRS 第 15 号を次のものと適用することに関するものである。
  - i. IFRS 第 10 号—特に、企業が通常の活動の一部として、子会社である単一資産企業に対する資本持分を売却することによって資産を売却する取引（いわゆる「コーポレート・ラッパー」）の会計処理
  - ii. IFRS 第 11 号—特に、協力の取決めの会計処理
- c. 資産の譲渡がセール・アンド・リースバック取引における売却であるのかどうかの判定に関連した事項について、これから行う IFRS 第 16 号「リース」の PIR の間にさらに証拠を収集する。
- d. IFRS 第 15 号の PIR で識別されたその他の事項については行動を取らない。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **IASB の実施した作業の要約及び今後のステップ（アジェンダ・ペーパー6B）**

IASB は、IFRS 第 15 号の PIR を完結させてプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを作成するための十分な作業が完了したと判断した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **次のステップ**

デュー・プロセス監督委員会からの承認を条件として、IASB は IFRS 第 15 号の PIR についてのプロジェクト・サマリー及びフィードバック・ステートメントを公表する。

#### **料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）**

IASB は、2024 年 7 月 23 日に会合し、料金規制対象活動に関する公表予定の IFRS 会計基準書（公表予定の RRA 基準書）に関して次のことを行った。

- 公開草案「規制資産及び規制負債」（公開草案）の第 61 項及び第 69 項に示された要求事項案の適用の拡張について議論した（アジェンダ・ペーパー9A-9B）。
- 提案した経過措置及び発効日を再審議した（アジェンダ・ペーパー9C-9F）。
- 再公開の判断規準及びデュー・プロセスの要求事項について議論した（アジェンダ・ペーパー9G-9H）。

#### **規制料金に現金ベースで影響を与える項目を扱っている測定案の拡張（アジェンダ・ペーパー9A）**

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 関連する現金を授受する時点でのみ（現金ベースで）規制料金に影響を与える項目についての測定の要求（公開草案の第 61 項で提案）の適用を、他のベースで規制料金に影響を与える項目に拡張しない。
- b. 次の両方に該当する場合に、規制資産又は規制負債から生じる将来キャッシュ・フローの見積りを企業が割り引くことを免除する。
  - i. 当該規制資産又は規制負債が、現在価値ベースで測定される負債又は資産に関連し規制料金に発生ベースで影響を与える費用又は収益の項目から生じる。
  - ii. 企業が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮した上で、当該将来キャッシュ・フローの金額及び時期を見積ることができない。
- c. (b)に記述した免除を適用することを選択する企業に、その旨を開示し企業が当該免除を適用した規制資産及び規制負債の報告期間の末日現在の帳簿価額をも開示することを要求する。
- d. (a)に記述した要求案を適用できるもう 1 つの例として、企業が関連する現金を受け取るという合理的な予想がないと規制機関が判断する場合にのみ規制料金に影響を与える予想信用損失を含める。

14 名の IASB メンバー全員が決定(a)に賛成し、14 名の IASB メンバーのうち 8 名が決定(b)に賛成し、14 名の IASB メンバーのうち 12 名が決定(c)に賛成した。

14 名の IASB メンバーのうち 7 名が決定(d)に賛成した。議長が追加の議決権を行使して、決定を 8 対 7 で可決とした

#### **規制料金に現金ベースで影響を与える項目を扱っている表示の提案の拡張（アジェンダ・ペーパー9B）**

IASB は、規制料金に現金ベースで影響を与える項目についての表示の要求（公開草案の第 69 項で提案）の適用を、規制料金に他のベースで影響を与える項目に拡張することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。議長が追加の議決権を行使して、決定を 8 対 7 で可決とした

#### **経過措置—遡及適用についての提案の分析（アジェンダ・ペーパー9C）**

IASB は、IFRS 会計基準をすでに適用している企業が、公表予定の RRA 基準書を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って又は修正遡及アプローチを用いてのいずれかで遡及適用することを認めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB は、公表予定の RRA 基準書の適用にあたって企業がどの移行アプローチを選択するのかに関係なく、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 公表予定の RRA 基準書が最初に適用される期間の直前期（比較対象期間）についての比較情報を修正再表示することを企業に要求する。
- b. 企業がそれより前の表示する期間について比較情報を修正再表示するか又は未修正の比較情報を表示することを認め、企業が未修正の比較情報を表示する場合には、修正されていない比較情報を明確に識別するとともに、比較情報が異なるベースで作成されている旨を開示し、そのベースを説明することを要求する。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。

IASB は次のことも暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を修正して、初度適用企業が公表予定の RRA 基準書を適用するにあたって修正遡及アプローチを用いることを認める。
- b. 初度適用企業が IFRS 第 1 号の要求事項（及び IFRS 第 1 号における IFRS [IFRS 会計基準] への移行日の定義）に従って比較情報を表示することを要求するという公開草案の提案を維持する。

- c. 公開草案で提案した次の修正を維持する。
  - i. IFRS 第 1 号の D8B 項におけるみなし原価の特例における用語法及び要求事項を、公表予定の RRA 基準書に合わせる。
  - ii. IFRS 第 1 号の第 39V 項を削除する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

#### 経過的な救済措置（アジェンダ・ペーパー9D）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 修正遡及アプローチを使用する企業に対し、その旨を記載し、どの経過的な救済措置を適用したのかを開示し、適切な場合には、どのように適用したのかを記述することを要求する。
- b. 修正遡及アプローチを使用する企業のうち、規制上の資本ベースが企業の有形固定資産と直接的な関係を有している企業が、まだ使用可能となっていない資産に対する規制上のリターンについての要求事項の適用を、比較対象期間の期首現在でまだ使用可能となっていない資産に限定することを認める。
- c. 修正遡及アプローチを使用する企業が、次のようにすることを認める。
  - i. 事後的判断を使用し、
  - ii. 比較対象期間の期首現在の規制料金算定利率を、将来キャッシュ・フローの見積りの割引についての要求事項（最低限の金利及び不均等な規制料金算定利率の要求事項を含む）を適用する目的上の規制料金算定利率として使用する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。

IASB は、公表予定の RRA 基準書を適用するにあたってどの移行アプローチを選択するのか（すなわち、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って又は修正遡及アプローチを用いてのいずれかで遡及的に）に関係なく、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 比較対象期間について IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている定量的情報を開示することを企業に要求する。
- b. 当期又はそれより前の表示する期間について IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている定量的情報を企業が開示することを認めるが、要求しない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。

IASB は IFRS 第 1 号を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 公表予定の RRA 基準書における経過的な救済措置のいずれかを初度適用企業が適用することを認める。ただし、IFRS 第 1 号の D8B 項における免除を適用する初度適用企業が次の両方に該当する場合を除く。
  - i. まだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターンについての経過的な救済措置を適用することが認められていない。
  - ii. その代わりに、まだ使用可能となっていない資産に係る規制上のリターンから生じた規制資産を会計処理する要求を将来に向かって適用することが要求されている。
- b. 公表予定の RRA 基準書における経過的な救済措置を適用する初度適用企業に対し、どの救済措置を適用したのか及び、適切な場合には、どのように適用したのかを開示することを要求する。

出席した 13 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。1 名は欠席した。

#### 過去の企業結合（アジェンダ・ペーパー9E）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 過去の企業結合で取得した規制資産又は引き受けた規制負債に企業が遡及アプローチ又は単純化したアプローチを適用するという公開草案で提案した要求を含めないが、その代わりに、公表予定の RRA 基準書の経過措置をこれらの規制資産及び規制負債に適用することを要求する。
- b. 公表予定の RRA 基準書の経過措置を適用する企業に対し、利益剰余金（又は、適切な場合、資本の他の区分）の正味の修正を行うことを要求する。その正味の修正には、過去の企業結合で取得した規制資産及び引き受けた規制負債に関する修正を含める。
- c. 初度適用企業がのれんに関連する規制上の残高の認識の中止をどのように会計処理するのかを定めるように IFRS 第 1 号の C4 項を修正するという公開草案における提案を省略する。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。

### 発効日（アジェンダ・ペーパー9F）

IASB は、公表予定の RRA 基準書を 2029 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求し、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 7 名がこれらの決定に同意した。議長が追加の議決権を行使して、決定を 8 対 7 で可決とした。

### 再公開の判断規準の考慮（アジェンダ・ペーパー9G）

IASB は、公開草案における提案を IASB の暫定的な決定によって行われた変更とともに再公開することは要求されないと決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に同意した。

### デュー・プロセスの要求事項（アジェンダ・ペーパー9H）

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、公表予定の RRA 基準書の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得したことを確認した。

3 名の IASB メンバーが、公表予定の RRA 基準書の公表に反対票を投じる意向を示した。

### 次のステップ

IASB は公表予定の RRA 基準書を 2025 年後半に公表する予定である。

## IFRS for SMEs 会計基準の第 2 次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

IASB は 2024 年 7 月 22 日に会合し、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版」における提案を再審議した。

### 金融資産の減損（アジェンダ・ペーパー30A-30C）

IASB は、一部の金融資産の減損について予想信用損失モデルを導入するという提案を撤回することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

IASB は、SME が金融資産の期日別の分析（年齢分析）を開示するという要求を追加することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

### 発行した金融保証契約（アジェンダ・ペーパー30D）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 対価ゼロで発行したグループ内の金融保証契約を第 21 章「引当金及び偶発事象」の範囲に含める。
- b. その他の発行した金融保証契約を基準の第 3 版の第 11 章「金融商品」のパート II の範囲に残し、SME がそのような契約を純損益を通じて公正価値で測定することを要求する。
- c. 第 21 章に、SME が次のことを開示するという要求事項を追加する。
  - i. 発行したグループ内の金融保証契約の性質及び事業目的
  - ii. 当該契約が行使される場合に当該 SME が支払わなければならない最大金額
  - iii. 当該契約に基づく資源の流出の金額又は時期に関する不確実性の兆候

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。

#### 整理論点及びその他の論点（アジェンダ・ペーパー30E）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 当初認識時に、SME が営業債権である基本的な金融商品を、第 23 章「顧客との契約から生じた収益」の改訂案を適用して算定した金額で測定することを、次の場合に要求する。
  - i. 当該契約が財務取引を構成しない。
  - ii. 当該 SME が公開草案の 23.59 項で提案された免除を適用する。
- b. （顧客との契約についての）「取引価格」の定義を、公開草案の 23.41 項で提案された当該用語の記述と合致するように追加する。
- c. 返品権付の販売を会計処理するために、SME が返品される製品についての予想を使用することを要求する。
- d. SME 適用グループが開発した Q&A からのガイダンスを IFRS for SMEs 会計基準に含めない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。

#### デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー30F）

IASB は、基準の第 3 版について 2027 年 1 月 1 日という発効日を設定することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

提案を最終確定して公開草案「公開草案『IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版』への補遺」についてのデュー・プロセスのステップを完了することを条件に、IASB は、これらの公表予定の修正に対する IASB の暫定的な改訂を再公開せずに、IFRS or SMEs 会計基準の公表予定の修正の書面投票プロセスを開始することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に同意した。

1 名の IASB メンバーが基準の公表に反対する意向を示した。

#### 次のステップ

IASB は、公開草案「公開草案『IFRS for SMEs 会計基準の第 3 版』への補遺」に対するフィードバックについて 2024 年 9 月に議論する。IASB は、それらの議論から生じる最終的な修正を基準の第 3 版に含めることを計画している。

IASB は基準の第 3 版を 2025 年前半に公表する予定である。

## 維持管理及び一貫した適用

### 一貫した適用の活動（アジェンダ・ペーパー12）

IASB は 2024 年 7 月 24 日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 解釈指針委員会（委員会）の 2024 年 6 月の会議で議論されたアジェンダ決定を検討した（アジェンダ・ペーパー-12A）。
- 当該会議で議論されたその他の事項に関するアップデートを受けた（アジェンダ・ペーパー-12B）。

### 報告セグメントに係る収益及び費用の開示（IFRS 第 8 号）（アジェンダ・ペーパー-12A）

IASB は、アジェンダ決定「報告セグメントに係る収益及び費用の開示」（IFRS 第 8 号「事業セグメント」）に反対するかどうかを質問された。

このアジェンダ決定に反対した IASB メンバーはいなかった。

#### 次のステップ

このアジェンダ決定は、2024 年 7 月に、[IFRIC Update 2024 年 6 月](#)（[日本語訳](#)）への補遺において公表される。

### IFRIC Update 2024 年 6 月（アジェンダ・ペーパー-12B）

IASB は、委員会の 2024 年 6 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[IFRIC Update 2024 年 6 月](#)（[日本語訳](#)）において公表された。

IASB は何も決定を求められなかった。